２　前項第二号、第四号又は第八号に規定する方法による貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書の送付は、提示若しくは送付をされた書類若しくはその写しに記載され、又は当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居において、貸与業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

［３　略］

（貸与時本人確認記録の記録事項）

第二十一条　法第十条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

［一～三　略］

四　貸与の相手方に係る次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　第十九条第一項第一号ロ、ニ、ホ若しくはチ、第三号ロ、ニ、ホ若しくはチ又は第四号ロから二までに掲げる方法（同号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

ヘ　第十九条第一項第一号ロ(1)又はチ(1)に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、代金の支払い方法を特定するに足りる事項

五　貸与契約を代表者等が締結したときは、当該代表者等に係る次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　前条第一項第二号、第四号、第五号又は第七号に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

［六～八　略］

２　前項第四号イ又は第五号イの貸与時本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

［一　略］

二　第十九条第一項第一号ハ若しくは第三号ハ又は前条第一項第三号若しくは第四号に規定する方法　貸与業者が当該送信を受けた日

三　第十九条第一項第一号ロ、ニ、ホ若しくはチ、第三号ロ、ニ、ホ若しくはチ若しくは第四号ロから二まで又は前条第一項第二号、第四号、第五号若しくは第八号に規定する方法（第十九条第一項第四号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）　貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方又は代表者等に届いた日

四　第十九条第一項第一号ヘ、第三号ヘ若しくは第四号ホ又は前条第一項第六号に規定する方法　貸与業者が電子証明書を受信した日

五　第十九条第一項第一号ト若しくは第三号ト又は前条第一項第七号に規定する方法　貸与業者が、当該自然人、当該貸与時みなし契約者又は当該代表者等の当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人、貸与時みなし契約者又は代表者等のものであることを確認した日

六　第十九条第一項第四号ハに規定する方法（同号ハ括弧書に規定する方法を除く。）　貸与業者が登記情報の送信を受けた日

七　第十九条第一項第四号ニに規定する方法（同号ニ括弧書に規定する方法を除く。）　貸与業者が公表事項を確認した日

八　［略］

２　前項第二号に規定する方法による貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている代表者等の住居において、貸与業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

［３　同上］

（貸与時本人確認記録の記録事項）

第二十一条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　第十九条第一項第一号ロ若しくはホ、第三号ロ若しくはホ又は第四号ロに掲げる方法で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

ヘ　第十九条第一項第一号ロ(1)に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、代金の支払い方法を特定するに足りる事項

五　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　前条第一項第二号又は第五号に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

［六～八　同上］

２　［同上］

［一　同上］

二　第十九条第一項第一号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニ又は前条第一項第三号若しくは第四号に規定する方法　貸与業者が当該送信を受けた日

三　第十九条第一項第一号ロ若しくはホ、第三号ロ若しくはホ若しくは第四号ロ又は前条第一項第二号若しくは第五号に規定する方法　貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方又は代表者等に届いた日

四　第十九条第一項第一号ヘ、第三号ヘ又は第四号ハに規定する方法　貸与業者が電子証明書を受信した日

五　第十九条第一項第一号ト若しくは第三号ト又は前条第一項第六号に規定する方法　貸与業者が、当該自然人、当該貸与時みなし契約者又は当該代表者等の当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人、貸与時みなし契約者又は代表者等のものであることを確認した日

［新設］

［新設］

六　［同上］